

公 募 公 告

動画を活用した福井の観光情報発信業務について、企画提案書の提出を求めるので、次のとおり公示する。

令和8年3月31日

福井県知事 石田 嵩人

1 業務概要

(1)業務名

動画を活用した福井の観光情報発信業務

(2)業務目的

YouTube や Instagram、Tiktok 等を活用し、本県の観光コンテンツや交流拡大にかかる情報について紹介する動画を配信することにより、福井県への観光誘客につなげる。

(3)業務内容

I 観光コンテンツを紹介する動画の制作・配信

①動画の制作、配信の実施にあたり、以下の項目について企画するとともに県に対して提案すること

・動画視聴者のニーズ(よく視聴され、口コミ等で拡散しやすい動画の内容、よく視聴されると見込まれる本県の観光コンテンツを活用した動画の例等)をふまえた事業実施に向けたコンセプト

②少なくとも次のとおり動画を制作・配信することとし、企画立案、動画校正、台本作成、演出、出演者交渉・調整、素材作成、映像取材、撮影、編集、BGM音響制作、著作権の処理等の業務の一切を行うこと

ア 動画の制作・掲載

・動画の時間 概ね下記のとおりとするが、企画内容の趣旨に応じて県と協議のうえ、決定すること

・制作本数:短尺動画(15 秒～30 秒程度)32本程度(4 本/月×8か月)、長尺動画1本程度

・長尺動画は本県への誘客拡大に資する PR 動画とすること。

・YouTube や Instagram、Tiktok 等の SNS で活躍する旅行系マイクロインフルエンサーを起用した短尺動画や長尺動画を作成し、自身の SNS アカウントに投稿すること

・制作する動画についてテーマ、ターゲットを明確にすること

・地元の観光事業者等の起用も検討し、視聴者が福井県の魅力を実感できる内容とすること

・制作した動画を YouTube チャンネル「ふくいこチャンネル」に掲載すること

※「ふくいこチャンネル」については以下のリンクを参照

<https://www.youtube.com/channel/UCN2k7Nph8VUUI7OkydKkR5g>

・掲載した動画は、YouTube におけるインプレッション数(おすすめ動画として表示される回数)がそれぞれ1万回以上となるようにすること

・掲載にあたっては、福井県への観光誘客を高めるのに効果的なデザインのサムネイルや概要欄文を作成すること

・県が実施する令和8年度以降のプロモーション等でも当動画を使用できるよう出演者等と調整すること
その場合の二次利用にかかる一切の費用は委託料に含むこと

イ 動画の配信

・配信先、各動画の配信数の内訳については、事業者の提案とする

③動画制作にあたっては以下の点に留意すること

- ・福井県の観光コンテンツを題材とし、魅力を高めるような工夫をすること。なお、観光コンテンツは観光地に限定するものではない
- ・トレンドを意識し、見た人がSNS等で動画を拡散したくなるようなインパクトや話題性がある内容とすること
- ・本業務においては、動画そのものの訴求力を持たせるとともに、利用者やターゲットに合った内容とし、例えばストーリー仕立てや映画仕立てにしたり、特に広告として配信する最初の5秒間を重視したりするなど見てもらえるための工夫をすること
- ・動画の内容にあった音楽音源を制作または選曲し挿入すること
- ・動画制作は概ね毎月4本程度、配信は概ね隔週1本程度とし、委託期間中において、極度な偏りがないようにすることとし、福井県と受託者間で協議し、決定する。
- ・映像に人物が登場する場合は、受託者の責任において、登場人物に対し出演の許諾を得ること
- ・上記1(3) I「観光コンテンツを紹介する動画の制作・配信」で制作した動画および「ふくいこチャンネル」の認知度を高め、再生回数を増やすための広報手法や企画を提案すること
- ・「ふくいこチャンネル」の登録者数は6,000人を目標とすること
- ・動画の視聴結果に基づき、居住地、性別、年齢、嗜好、視聴時間などの項目で集計した傾向や今後の誘客促進に向けた動画等の活用案を随時分析・提案すること

II 動画のPR、視聴結果の分析

- ・制作した動画およびふくいこチャンネルの認知度を高め、再生回数を増やす広報手法や企画を提案すること
- ・動画の視聴結果に基づき、年齢、嗜好、視聴時間などの項目で集計した傾向や今後の動画等の活用案を随時分析・提案すること

III 独自事業

- ・上記1(3) I「観光コンテンツを紹介する動画の制作・配信」およびII「動画のPR、視聴結果の分析」以外で、受託者において実施する独自事業があれば提案すること。なお、独自事業は、上記1(3) I ②ア「YouTube チャンネル掲載用の動画の制作・掲載」で制作した動画を発信する内容とし、契約金額の範囲内で実施すること
- ・次年度以降の本事業の展開や新たなアイデア・企画、本事業を発展させたプロジェクトがあれば提案すること
ただし、当該提案は、令和9年度以降の県との契約関係を生じるものではない

IV その他

①企画提案会議の開催

- ・受託者は適宜福井県庁またはオンラインにおいて県と企画提案会議を開催すること
- ・企画提案会議においては、動画の制作および配信の予定および実績、上記1(3) I ①に基づく県への提案等について協議すること。また、会議における受託事業の必要な資料を作成すること

②業務報告

ア 委託業務実績報告

- ・下記の月例業務報告のまとめ、および上記1(3)IV①の企画提案会議の概要等を取りまとめのうえ、実績報告書を作成し、電子データ一式とともに提出すること

イ 月例業務報告

- ・動画の制作、動画ごとの配信回数および視聴回数の実績等について、毎月の活動実績を翌月の10日までに取りまとめのうえ提出すること

③権利関係

- ・本業務の実施に必要な各種法令や条例に基づいた許認可の手続きについては、原則として受託者が代行して行うこと。また、各許認可手続きに必要な手数料等の経費については、予算額に含むものとする。
- ・本業務の実施により生じた成果物に関するすべての著作権(著作権法第27条および第28条に規定する権利を含む)ほか一切の権利は原則として福井県へ帰属するものとし、制作者は著作者人格権を行使しないものとする。ただし、成果物の内容によっては事業受託者と協議のうえ決定する。
- ・本業務の実施による成果物は映像、画像等の著作権上の権利を済ませたうえで納入すること。また、それらに関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応するものとし、福井県は責任を負わない。

(4)契約金額の上限

契約金額の上限は 18,139,000 円(消費税込)とする。

(5)業務の履行期限

契約締結日から令和9年3月31日(水)まで

<スケジュール>

- 令和8年3月 31日 企画提案公募
- 4月 8日 企画提案参加資格申請書提出締切・質問受付締切
- 4月27日 企画提案書の提出締切
- 5月14日 企画提案審査、事業者特定
- 5月下旬～ 事業実施

(6)成果品

- ・実績報告書 1部
 - ・本業務において制作した動画
 - ・本業務において作成した資料等
 - ・その他福井県と決定受託者が合意の上、成果品として提出を求めるもの
- ※紙で作成する成果物については、電子データでも1部納品するものとする

2 参加資格

次の要件を満たす者であること

- (1)福井県財務規則(昭和39年福井県規則第11号)第146条に規定する競争入札参加資格を有していること
ただし、競争入札参加資格を有していない場合においても、本県に対して地方自治法施行令第167条の5および福井県財務規則第146条に規定する競争入札参加資格審査に関する申請を提出済みであれば、当該項目について参加資格を有するものとして取り扱うこととし、競争入札参加資格審査の結果、資格がないと認められた時点において本件に関する参加資格を喪失するものとする。
※競争入札参加資格審査申請書様式は、福井県会計局会計課のホームページからダウンロードできる
<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kaikei/sinsei.html>
- (2)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者でないこと
- (3)民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てまたは破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと
- (4)県の指名停止措置を受けている者でないこと

(5)宗教活動や政治活動を主たる目的とするものでないこと

3 手続き等

(1)企画提案参加資格申請書の提出期限、場所および方法

企画提案書を提出しようとする者は、次のとおり知事に申請し、受審資格の認定を受けなければならない。

①提出書類

- ・企画提案参加資格申請書(様式1)(押印不要)
- ・参加資格誓約書(様式2)(押印不要)
- ・競争入札参加資格通知書の写し福井県競争入札参加資格決定通知書の写しまたは競争入札参加資格申請書の写し(受付印を押印したもの)
- ・企画提案参加事業者の概要、事業内容が分かる書類(企業案内等)
- ・過去2年以内の類似事業の契約書等の写し2件以上(履行実績のある場合)

②提出期限

令和8年4月8日(水)17時00分

③受付時間

令和8年3月31日(火)から令和8年4月8日(水)の8時30分から17時00分まで

ただし、日曜日、土曜日および国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日を除く。

④提出方法

下記7「問い合わせ先」まで、郵送またはメールすること(提出期限までの到達が必須)

⑤受審資格認定結果の通知

受審資格の認定は令和8年4月13日(月)までに行い、メールまたは書面により申請者に通知する

(2)質問

本企画競争および説明書に関し質問がある場合には、質問票(様式3)に記載の上、下記7「問い合わせ先」までメールにて送付すること

①受付期間

令和8年3月31日(火)8時30分から令和8年4月8日(水)17時00分まで

ただし日曜日、土曜日および国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日を除く

②質問に関する回答

質問に対する回答はメールにて行う

(3)説明会の実施の有無、日時および場所等

説明会は実施しない

(4)企画提案書の提出期限、場所および方法

①提出書類

- ・企画提案書提出票(様式4)(押印不要) 1部
- ・次のア～カの内容を盛り込んだ企画提案書10部

※企画提案書はA4ヨコ、上部2か所ホチキス止め、片面印刷、背表紙等不要

ア 業務内容に関する具体的な企画案

上記1(3)「業務内容」に関する事業提案内容とし、以下の事項は必ず記載すること

- ・動画の制作、配信にかかる企画・提案(動画視聴者のニーズ(よく視聴され、口コミ等で拡散しやすい動画の内容、よく視聴されると見込まれる福井県の動画の例等))をふまえた事業のコンセプト
- ・YouTube チャンネル掲載用動画について、制作する動画の例と制作本数。動画の題材とする観光コンテンツを全て挙げることとし、そのうち一つの動画について動画イメージ(絵コンテ)等で概要を示すこと
- ・動画の配信方法(動画の配信先の属性および配信時間、動画の予定配信回数および予定視聴回数)
- ・動画のPR方法、視聴結果の分析方法や今後の動画等の活用策
- ・独自事業(提案がある場合)

イ 実施スケジュール、業務実施体制

ウ 企画提案者の概要等(企画提案者の概要、担当者の氏名および連絡先)

エ 同規模のPR事業を実施したことがある場合はその実績

オ 参考見積(概算)

※業務の実施に当たり、企画・提案、動画の制作、配信、分析および権利関係、独自事業等の実施にかかる経費およびその他の経費(打ち合わせにかかる経費、郵送費、報告書の作成等にかかる経費等)は契約金額に含まれることとし、参考見積にはそれらの経費を盛り込んで提案すること

カ 再委託等の有無および予定

②提出期限

令和8年4月14日(火)8時30分から令和8年4月27日(月)12時00分まで

ただし日曜日、土曜日および国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日を除く

③提出方法

下記7「問い合わせ先」まで持参または郵送すること(郵送の場合であっても、提出期限までに企画提案書の到達が必須)。なお、提出された書類は返却しない

(5)企画提案書の提出辞退

参加資格認定後に、企画提案書の提出を辞退する場合は、辞退届(様式任意)を企画提案書の提出期限までに提出すること。なお、企画提案の辞退は自由であり、今後、当該辞退による不利益な取扱いを行わない。

4 契約方法等

次の手順による。

- (1)提出された企画内容について、企画提案者によるプレゼンテーションを実施する。選定委員会は福井市内の会議室において開催する。日程は別途通知する
- (2)企画提案書およびプレゼンテーションの内容を審査した上で、事業者の選定は点数の合計が一番多い事業者とする。評価は、以下の基準により行う。なお、評価基準の配点等の質問は、一切受け付けない
 - ①業務の目的・内容の理解
 - ②動画の制作・配信内容
 - ③動画のPR方法、視聴結果の分析方法と今後の動画等の活用策
 - ④実施スケジュール
 - ⑤実施体制
 - ⑥経費
- (3)審査結果は、採用・不採用いずれの場合も書面にて提案者に通知する。なお、審査結果の異議申立ては、一切受け付けない
- (4)契約予定者は、県が指定する期日までに正式な見積書を提出する
- (5)見積書の内容を精査の上、県と契約者として随意契約により契約を締結する。なお、令和8年度の契約継続を保

証するものではないことに留意すること

5 企画提案書等の情報公開

企画提案者の名称、審査結果概要等の情報公開を行う場合があること、また、県民等からの情報公開の請求に応じて、企画提案書その他の関係資料の情報公開を行う場合があることを了知の上で応募すること

6 その他の留意事項

- (1) 手続きにおいて使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨に限る
- (2) 提出期限までに企画提案書が到達しなかった場合は、いかなる理由をもっても企画競争に参加できない
- (3) 企画提案書の差し替えおよび再提出は、原則認めない
- (4) 提出された企画提案書の内容について、必要に応じてヒアリングを行うことがある
- (5) 企画提案書の作成および提出にかかる経費は提案者の負担とする
- (6) 業務の実施に当たって必要な打ち合わせにかかる経費や郵送費、報告書の作成等にかかる経費等は契約金額に含まれることとし、参考見積にはそれらの経費を盛り込んで提案すること
- (7) 提出された企画提案書は、当該企画提案者に無断で2次的な使用は行わない
- (8) 適当な企画提案書がない場合は、中止またはその他の方法によることがある
- (9) 事業実施者が特定された場合には、業務担当課職員と十分協議を行いながら事業を進めること
- (10) 本業務において制作する動画について、協議の上で県から修正を求めることがあることをあらかじめ了知すること
- (11) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに、記載を行った企画提案者に対して指名停止を行うことがある
- (12) 企画提案書が特定されたものは、企画競争実施の結果、最適なものとして特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続きの完了までは、県との契約関係を生じるものではない

7 問い合わせ先

〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17-1 5階

福井県交流文化部誘客推進課 担当 橋本

(4月1日以降は、土田、龍あて)

電話 0776-20-0762

FAX 0776-20-0513

E-mail yuukyaku@pref.fukui.lg.jp

8 様式等の掲載

福井県ホームページ(https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/brandeigyoku/r8_youtube.html)からダウンロードすることができる。